

安全保障貿易管理の執行と 輸出管理内部規程（ICP）

2017年3月9日

貿易経済協力局 貿易管理部

目次

- 1 安全保障貿易管理の執行
- 2 企業指導業務（指導・検査）の概要
- 3 輸出管理内部規程（ICP）
- 4 輸出者等遵守基準
- 5 輸出者等の内部審査手続の流れ
- 6 輸出管理内部規程（ICP）整備の効果
- 7 輸出管理内部規程（ICP）の実施状況確認
- 8 法令遵守立入検査

1 安全保障貿易管理の執行

● 安全保障貿易管理における法令違反の処分及び防止

■ 事後審査業務

・無許可輸出事案等の法令違反に係る事後審査

→ 法令違反事案について、事後的にその違反の程度等を審査し、適切な処分を実施

・税関との協力による懸念輸出の未然防止

■ 指導業務

・企業・大学等の自主管理体制強化の支援

→ 組織内の法令遵守意識を高めるため、輸出管理内部規程（ICP）の作成を支援

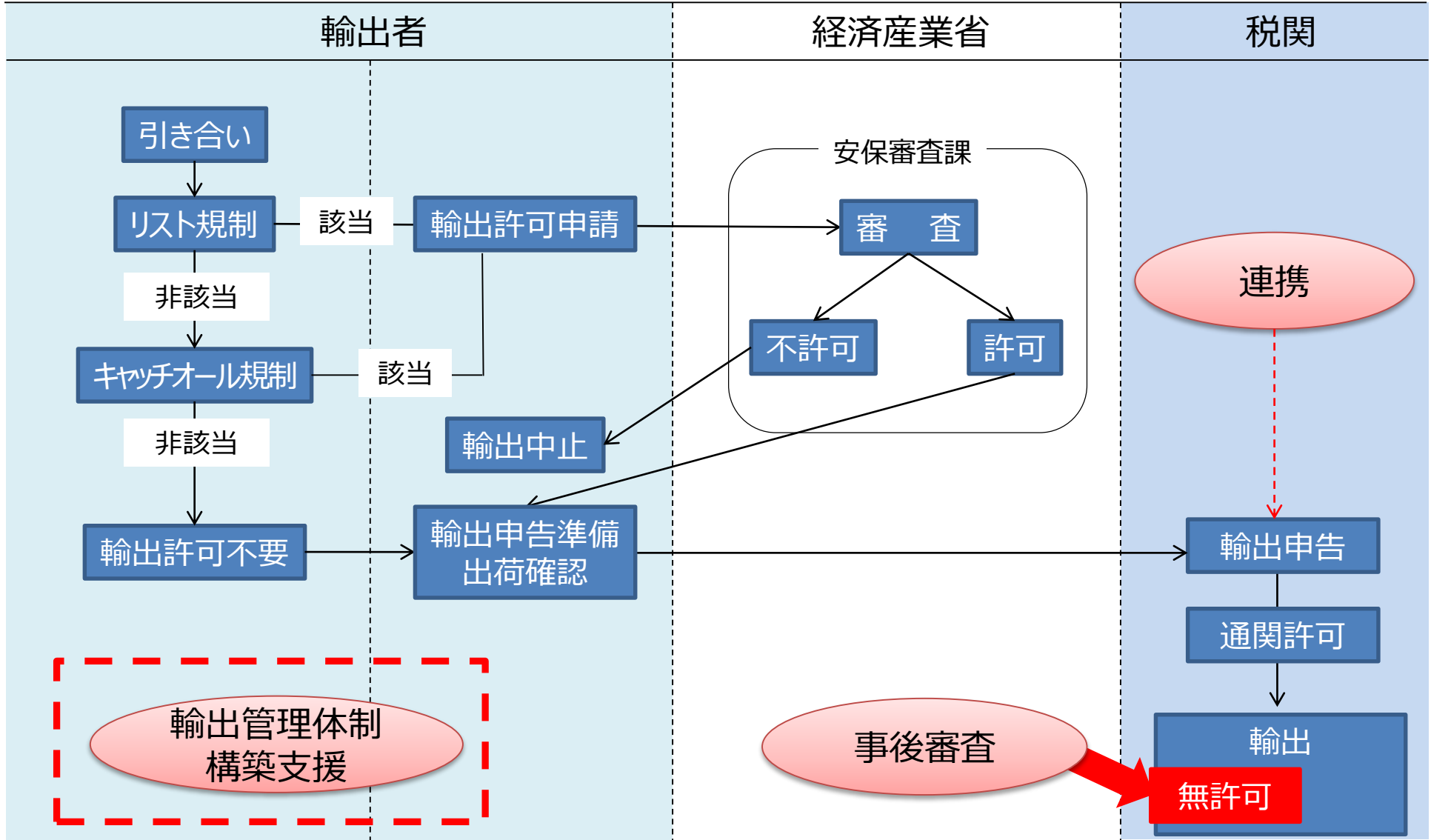
・企業・大学等に対する普及・啓発活動

→ 企業、大学・研究機関に対して、安全保障貿易管理に関する説明会を実施

【参考】安全保障貿易検査官室の所掌事務イメージ



事後審査・企業指導業務



2 企業指導業務（指導・検査）の概要

輸出管理内部規程 （ICP） 策定支援

- 輸出管理内部規程（ICP）の登録企業は1000社以上
- 企業等における外為法 関係法令の知識・意識の向上
- 自主的な安全保障貿易管理体制の整備促進

輸出管理内部規程 （ICP） 実施状況確認

- 毎年、登録企業が実施状況を報告
- 問題がない場合は、一般包括許可証の取得・更新の要件である受理票を発行
- 貿易管理の重要性に対する意識の継続

法令遵守立入検査

- 経済産業大臣が輸出管理の徹底を要請
- 年間約100社を目途に抜き打ち的に実施
- 企業側の気の緩みの防止、再発防止策の徹底

説明会の開催

- 全国各地において年間約100回開催
- 輸出管理制度の普及・啓発
- 輸出管理内部規程（ICP）・違反事案の紹介等

罰則のみに頼り企業の経済活動を萎縮させることなく、無許可輸出を未然に防止することが重要

3 - 1 輸出管理内部規程（ICP）

- 輸出や技術提供について一連の手続を規定するとともに、外為法等の関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程。
- 輸出者等が自ら定める組織の内部規程であり、自主管理を行うための“任意”のもの。
- 経済産業省への届出制度（任意）がある。規程内容が適切な場合、輸出管理内部規程受理票（ICP受理票）を発行。

届出のメリット

- ✓ **包括許可**が取得可能（「一般包括許可（いわゆるホワイト包括）は除く）。
- ✓ 担当者のメールアドレスに安全保障貿易管理HPの更新情報（制度改正情報など）が逐次**メールで配信**される。
- ✓ 自主管理体制を整備した企業や大学・研究機関として**PRが可能**となる。

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 届出事業者数 | 1,430 | 1,445 | 1,463 | 1,450 | 1,451 |

【参考】包括許可の種類

個別許可

➤ 取引毎の輸出許可

包括許可

➤ 3年の期間、複数の取引に有効
 ➤ 輸出者の自主的な輸出管理が前提

一般包括許可

- ホワイト国（27カ国）向けを限定とした、貨物・技術の機微度が比較的低い品目

特別一般包括許可

- 一定の仕向地（非ホワイト国を含む）・貨物・技術の機微度が比較的低い品目の組み合わせに適用される
- 輸出管理内部規程（ICP）の実施及び事前検査が要件

特定包括許可

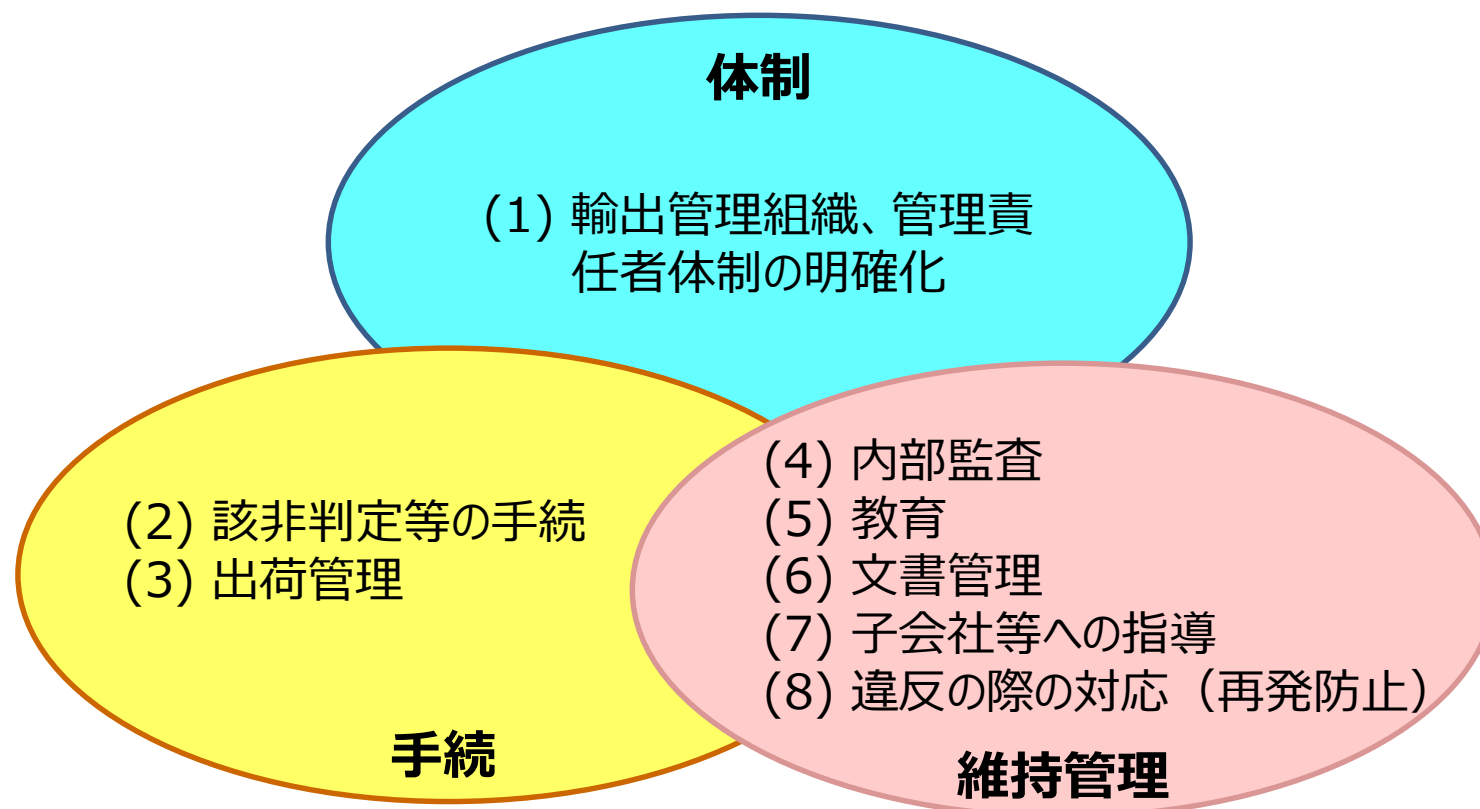
- 継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出
- 輸出管理内部規程（ICP）の実施及び事前検査が要件

特定子会社包括許可

- 企業の海外子会社向けに対する一定の品目の輸出
- 輸出管理内部規程（ICP）の実施及び事前検査が要件

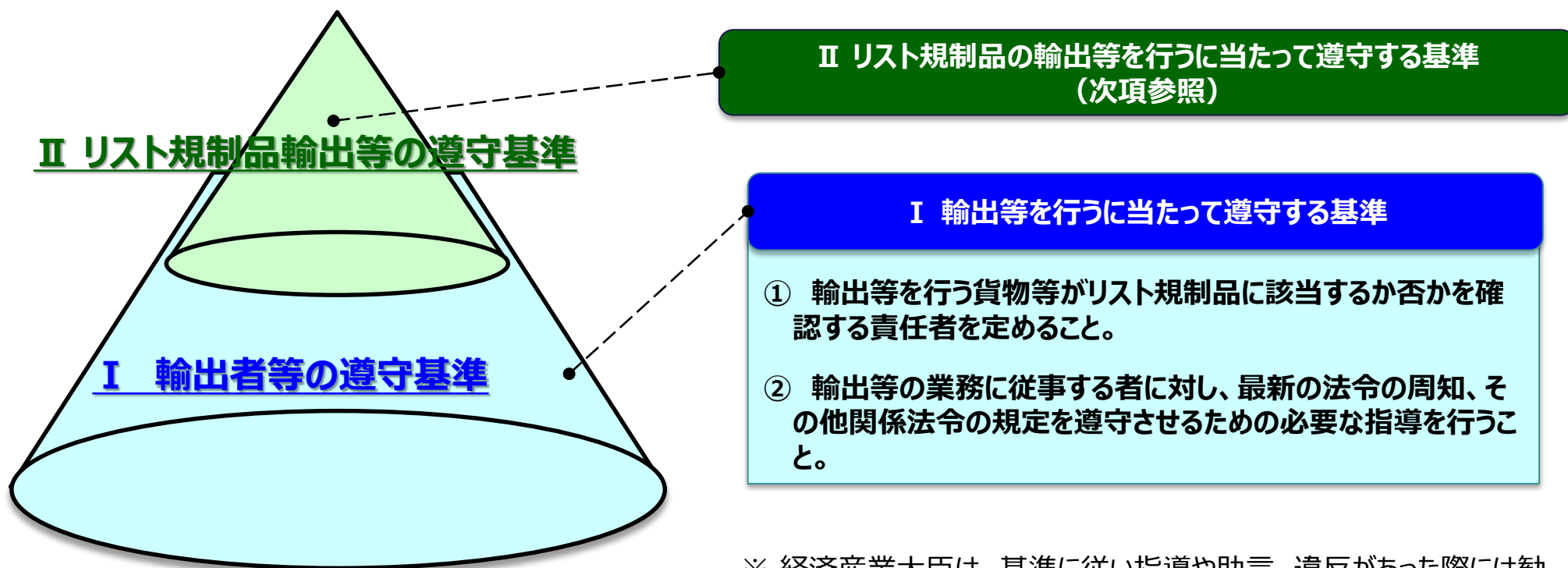
3 - 2 輸出管理内部規程（ICP）の主要項目

- 経産省は輸出者に対し、輸出管理内部規程（ICP）において、3つの主要項目の導入を要請している。



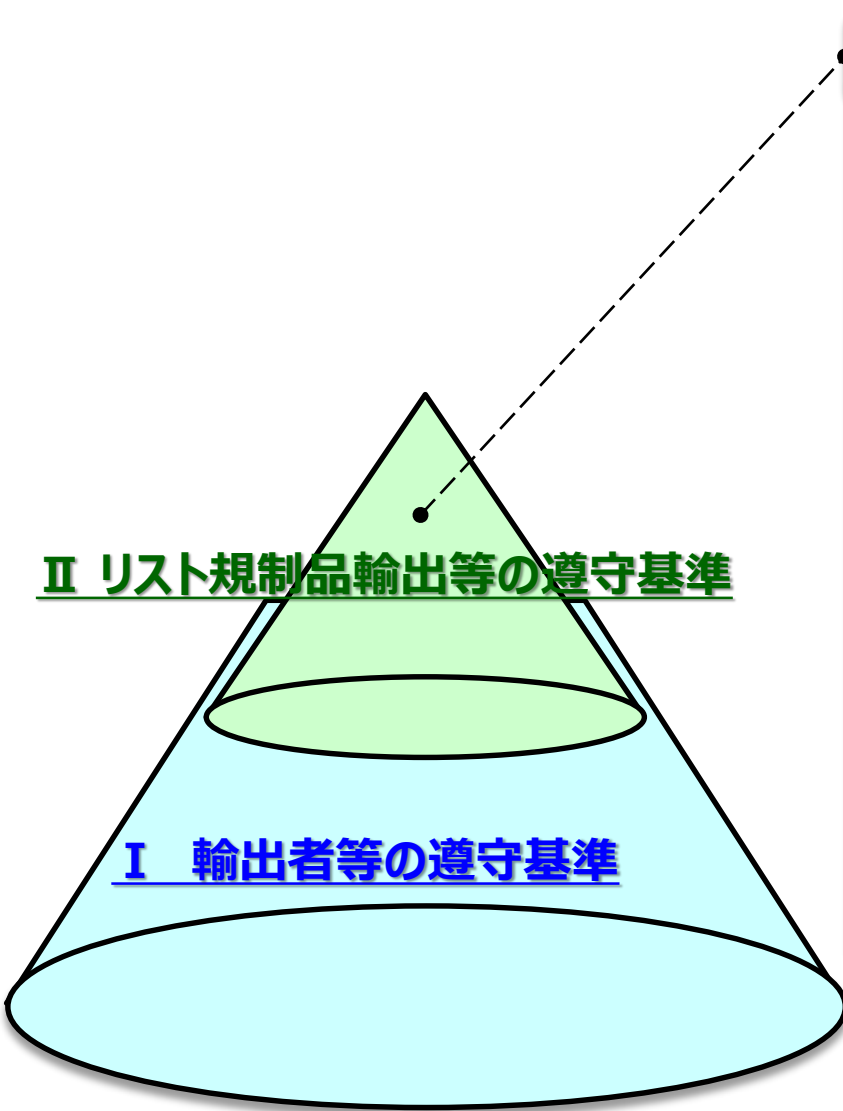
4-1 輸出者等遵守基準（2010年4月1日施行）

- 業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行う必要あり。（外為法第55条の10第4項）
- 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）等を扱う輸出者等にあつては、I及びIIの基準を遵守する必要あり。なお、特定重要貨物（リスト規制品）等は扱わない輸出者等にあつては、Iの基準のみを遵守する必要あり。



※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があつた際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）

4 - 2 リスト規制品輸出等の遵守基準

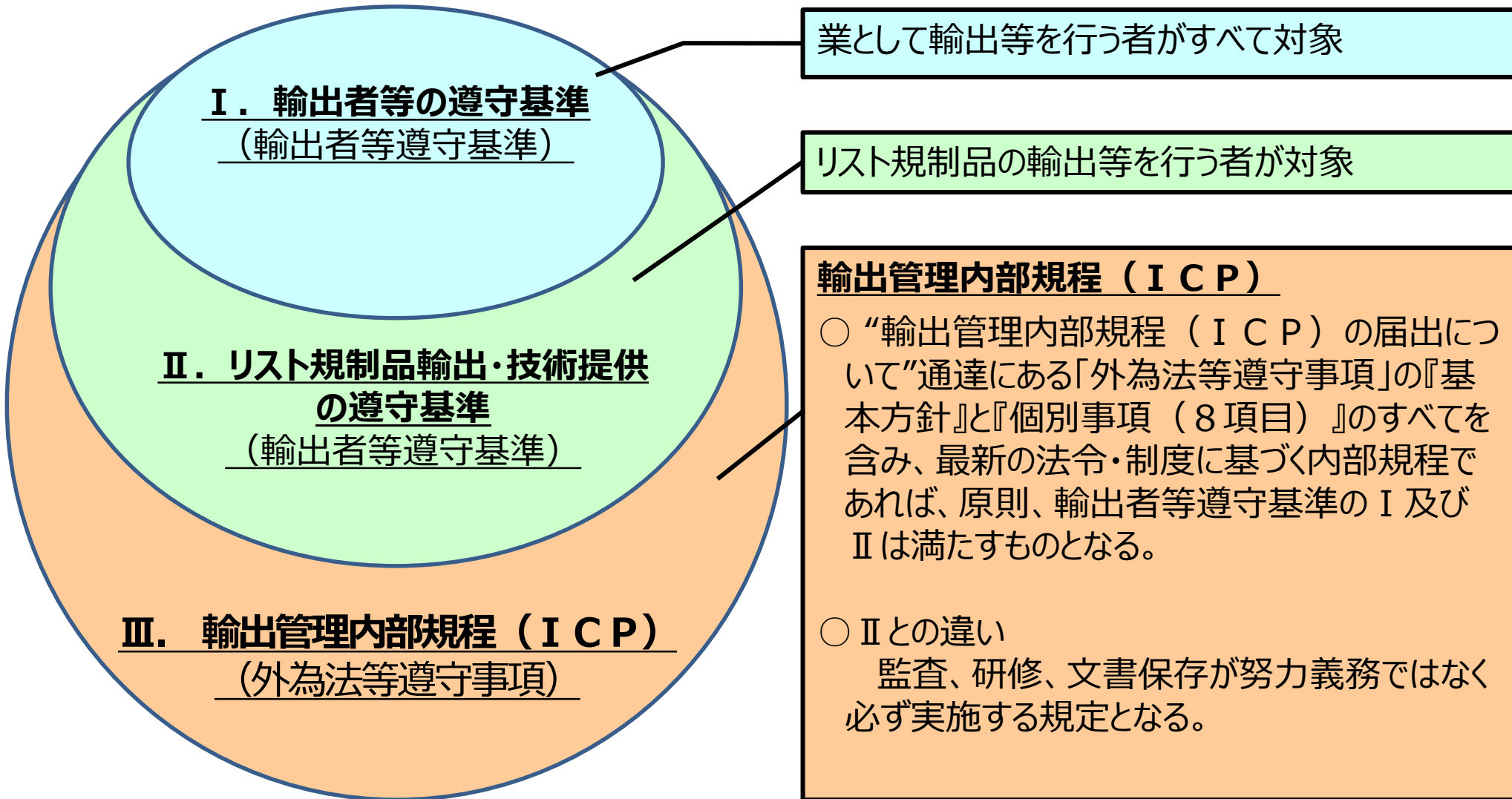


II リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

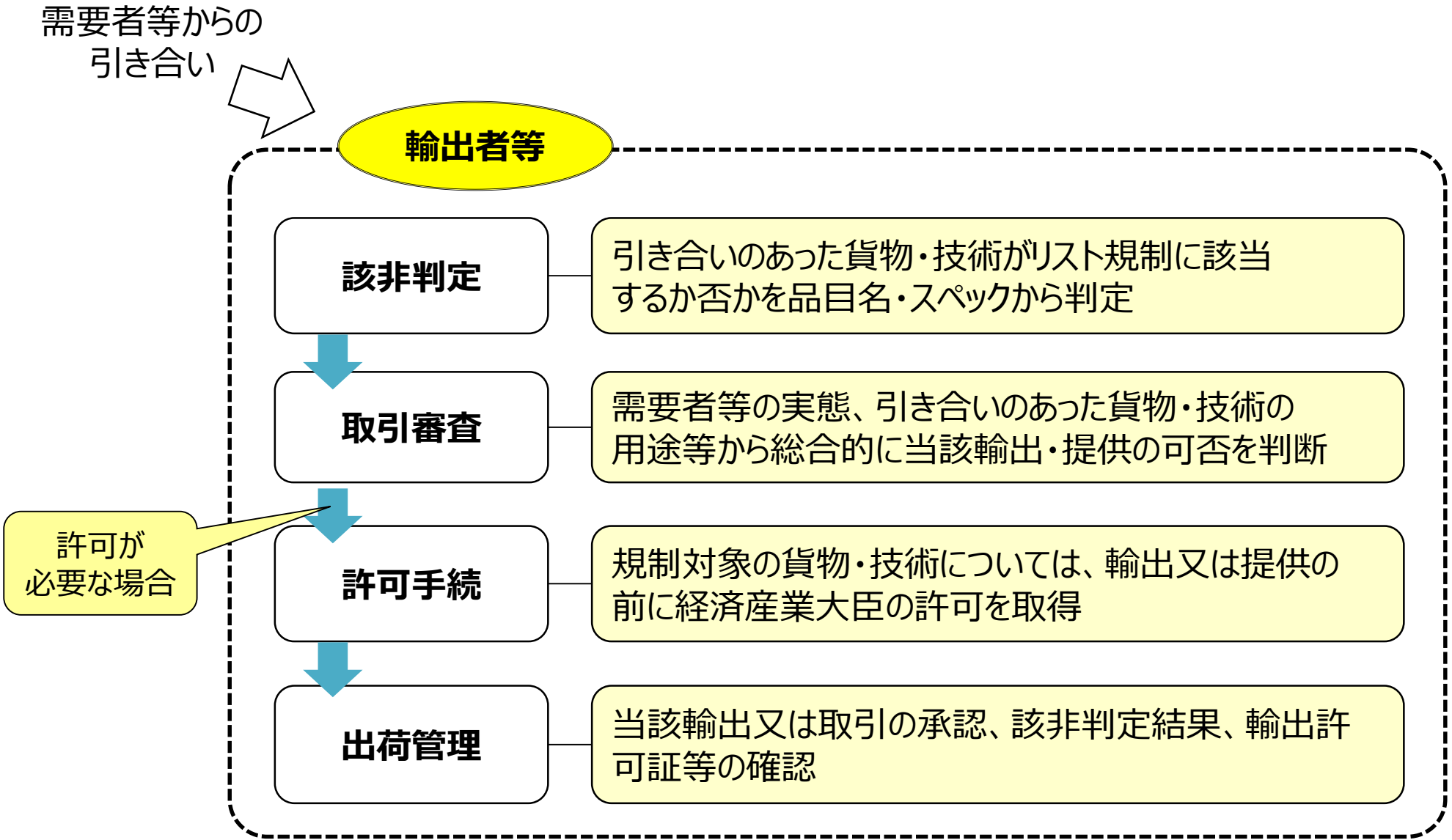
- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする事。
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定める事。
- ③ 該非確認に係る手続を定める事。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行う事。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行う事。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める事。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努める事。
- ⑧ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努める事。
- ⑨ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
 ※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、⑨のみの適用。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）。

4 - 3 輸出管理内部規程（ICP）と輸出者等遵守基準

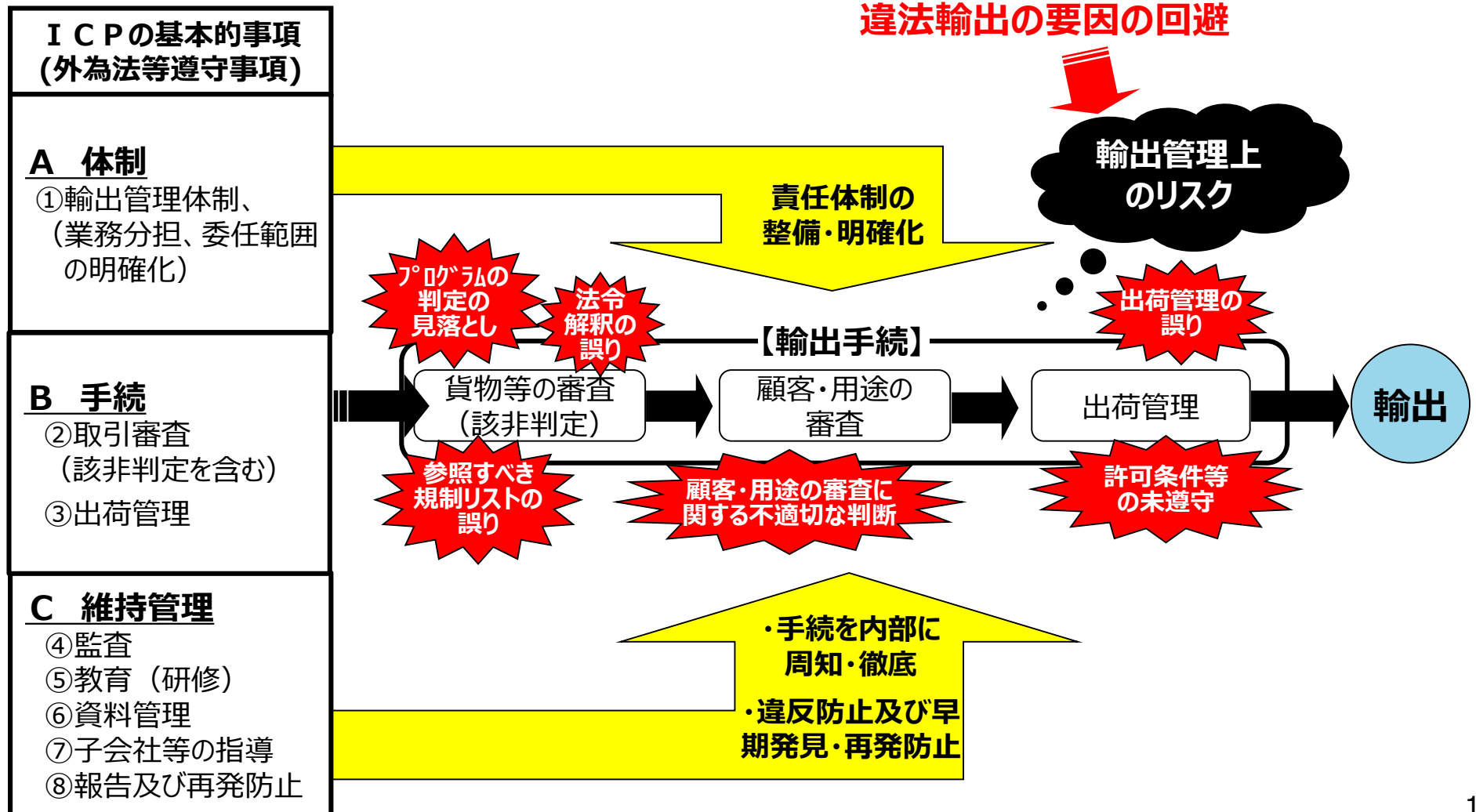


5 通常想定される輸出者等の内部審査手続の流れ



6 輸出管理内部規程（ICP）整備の効果

- ICPは、輸出管理において発生が想定される様々なリスクを回避するために有効。



【参考】該非判定とは

- 輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む) が リスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

品目名と仕様 (技術スペック) により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

| 項番 | 輸出許可品目名 |
|--------------|---------------|
| 2 原子力 | |
| (1) | 核燃料物質・核原料物質 |
| (2) | 原子炉・原子炉用発電装置等 |
| (12) | 1 数値制御工作機械 |
| | 2 測定装置 |

① 輸出令で品目名を確認

①②とも該当する場合は
リスト規制貨物に該当

※該非判定は、ダブルチェック体制で行う

② 貨物等省令で仕様 (スペック) を確認

輸出令及び貨物等省令のマトリックス

| 輸出令第2項 | | 貨物等省令第1条 | |
|-------------|---|-----------|--|
| 項番 | 項目 | 項番 | 項目 |
| | | | 輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。 |
| 輸出令第2項 (12) | 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。) | 貨物等省令第14号 | 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(三)に該当するものを除く。 (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの(四)に該当するものを除く。 (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの |

* 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
* 安全保障貿易管理HPの「輸出令及び貨物等省令のマトリックス」により参照可能。

【参考】取引審査とは

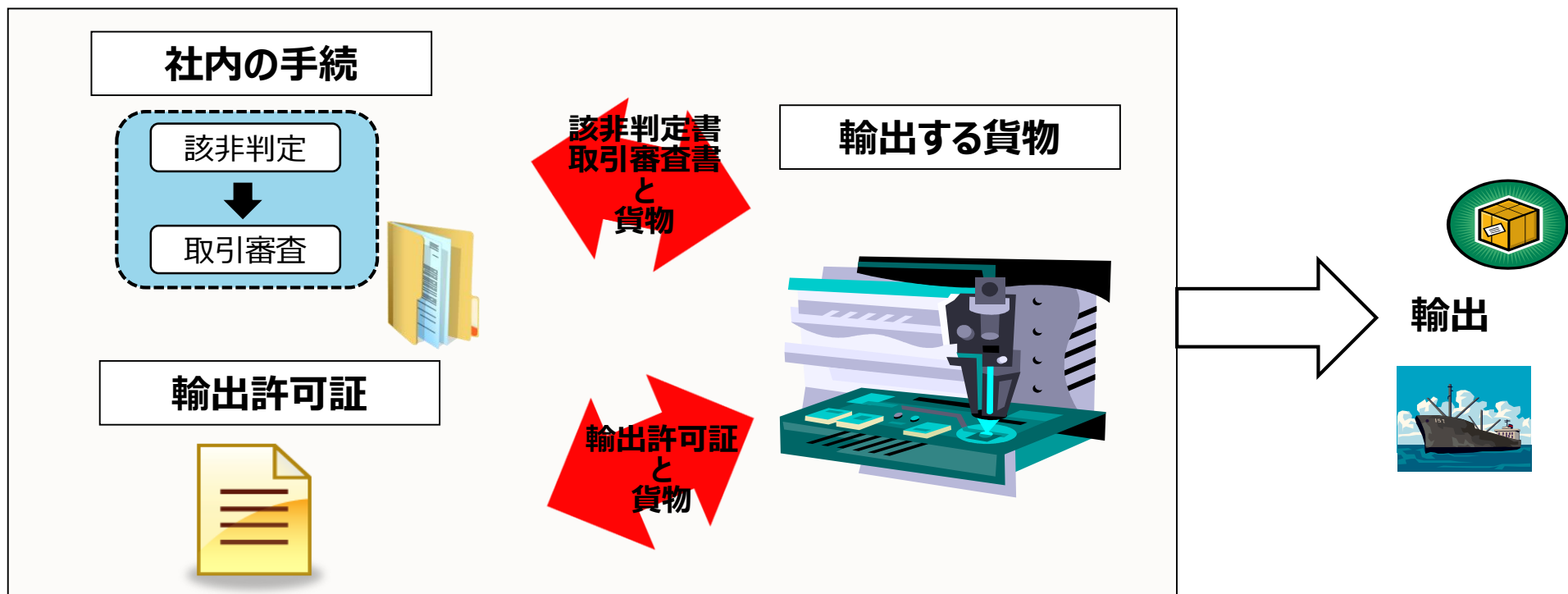
- どのような相手か（引合い先、需要者の確認）、どのような用途に使うのか（具体的な用途の確認）等のチェックを行い、当該取引を進めて良いか否かを判断すること。

取引審査にあたっての留意点

- ✓ 組織内での確認のための書式（帳票類）を定める。
- ✓ 決裁者・担当者の責任範囲を明確にする。
- ✓ 取引を進めて良いか否かを判断する責任者（取引の最終判断権者）を定め、最終判断権者まで決裁を得る。
- ✓ 国内取引であっても、輸出等をされることが明らかな場合には、直接輸出と同様の審査を行う。

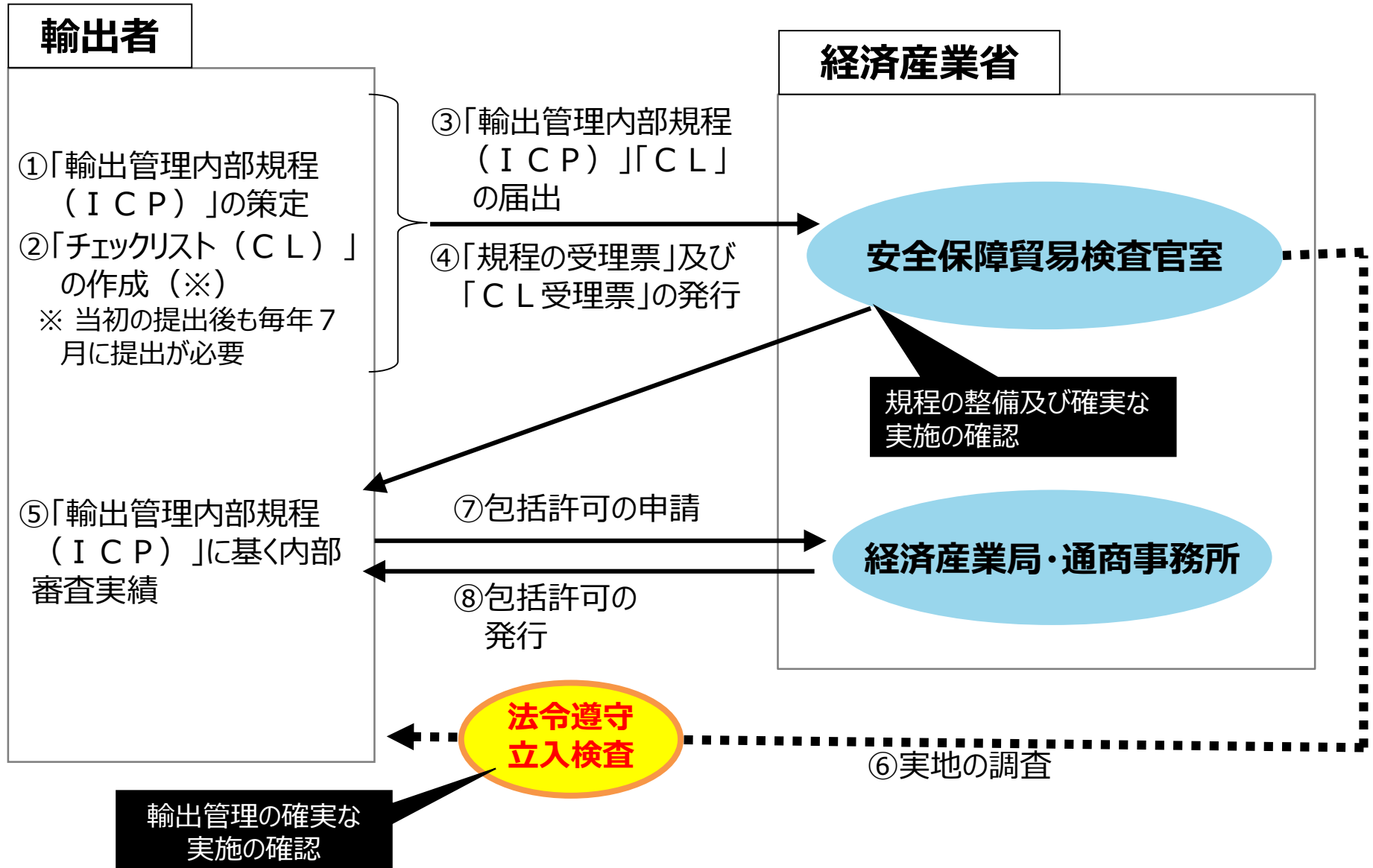
【参考】出荷管理とは

- 貨物の出荷前に、「貨物の同一性の確認」、「輸出許可証の有無の確認」等、所要の手続きが済んでいるかどうかを確認すること。
- 出荷時のチェック結果は、輸出管理部門（者）に報告すること。



出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門！

7 輸出管理内部規程（ICP）の実施状況確認



注) 必要に応じ改善指導あり

注) 更新の場合は②～④、⑦～⑧

8 法令遵守立入検査

- 適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。
- 違反の有無に関わらず包括許可保有者などに対して実施される。
- 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の項目に従って、内部規程の整備状況及び実際の取り組み状況を検査。

- ✓ 毎年100社以上の輸出者の事務所に検査官が訪問して実施。
- ✓ 検査実施後には、必要に応じて口頭または文書による改善指導等を行う。
 - ①改善指導
輸出者が外為法に違反していた場合や「輸出者等遵守基準」の要件またはICPを適切に実施していなかった場合
 - ②助言
輸出者が「輸出者等遵守基準」の要件またはICPを部分的に実施していなかった場合
 - ③指示なし
輸出者が「輸出者等遵守基準」又はICPに基づいて適切に輸出管理を行っていた場合
- ✓ 現地検査で法違反が発見された場合は、出荷後検査を開始する。

※2012年7月以降、非ホワイト国向けを含んだ特別一般包括許可を取得する際は、実地調査（立入検査含む）の事前実施が要件化。

【参考】チェックリスト（例）

| 評価項目 | | A 欄：輸出管理内部規程上の取扱 | B 欄：実際の取組 | 備考 |
|------------|---|--|---|--|
| 輸出管理体制 | | | | |
| 1-1 | 輸出管理の最高責任者（注）は、組織を代表する者か。（注）「最高責任者」とは、輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号。この自己管理チェックリストにおいて、「遵守基準省令」という。）第1条第2号イの統括責任者に相当する。 | <input checked="" type="radio"/> ①輸出管理内部規程上で定めている <input type="radio"/> ②輸出管理内部規程以外の規程等で定めている <input type="radio"/> ③輸出管理内部規程上では定めていない | <input checked="" type="radio"/> ア 輸出管理内部規程どおり組織を代表する者が就任している <input type="radio"/> (イ) 輸出管理内部規程とは異なる（又は輸出管理内部規程がない）が組織を代表する者が就任している <input type="radio"/> (ウ) 上記以外の者が就任している <input type="radio"/> (エ) 不在である | 輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。輸出管理内部規程の名称：輸出管理内部規程の条項 |
| 1-2 | 輸出管理に関する業務分担及び責任範囲は明確か。 | <input type="radio"/> ①輸出管理内部規程上で定めており明確である <input type="radio"/> ②輸出管理内部規程以外の規程等で定めており明確である <input checked="" type="radio"/> ③輸出管理内部規程上の定めがない | A 欄に①又は②と記入した場合： <input type="radio"/> (ア) 輸出管理内部規程どおり運用している <input type="radio"/> (イ) 輸出管理内部規程どおり運用していない A 欄に③と記入した場合： <input checked="" type="radio"/> (ウ) 運用上、業務分担又は責任範囲が明確になっている <input type="radio"/> (エ) 運用上も不明確である | 輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： |
| | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| 9-5 (2) | 輸出関連書類等が包括許可取扱要領Ⅱ4(1)②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ4(2)②に規定する返送に係る技術の提供後一律7年以上保存されるよう定めているか。 | <input checked="" type="radio"/> ①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている <input type="radio"/> ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている <input type="radio"/> ③定めていない <input type="radio"/> ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている | <input checked="" type="radio"/> (ア) 返送に係るすべての輸出関係書類等を7年以上保存している（又は7年以上保存する体制を整えている） <input type="radio"/> (イ) 実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している（又は7年以上保存する体制を整えている） <input type="radio"/> (ウ) 保存していない書類が一部ある <input type="radio"/> (エ) まだ実施していない | 輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B 欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、保存していない書類は具体的に何かを、以下に記入すること。 取組状況： |

該当する選択肢を選ぶ